

事業主(給与支払者)、
従業員(納税義務者)の皆さんへ

平成27年度から、
給与所得に係る**個人住民税**は
原則**特別徴収(給与天引き)**になります

茨城県内全市町村
が対象です!



給与所得者の**個人住民税**は、**事業主の
特別徴収**が法律で義務付けられています

特別徴収とは?

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ

対象となる事業主の皆さんに対して、10月中に、町から特別徴収義務者指定予告のご案内を送付します。

特別徴収になると

従業員の方が金融機関等に出向く手間が省けるなど、納税者の方々の利便性向上につながります。

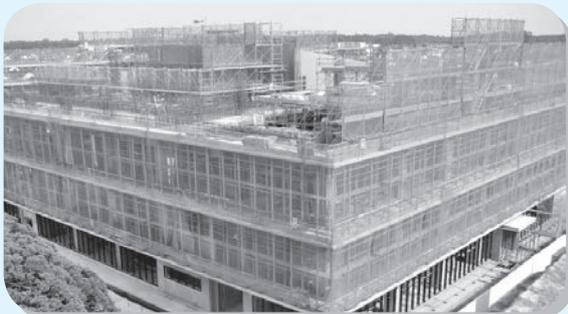


問合せ 縣市町村課 ☎029-301-2481
町税務課 ☎029-288-3111 (内線123)

HP 特別徴収 茨城 [検索](#)

城里町役場本庁舎建設工事の進捗状況をお知らせします

9月中旬に屋根のコンクリート工事が完了し、内・外装の仕上げ工事の他、外構工事等を行っています。



▲8月上旬 屋上階床・立上り配筋



▲8月上旬 屋上立上り配筋工事



▲9月上旬 屋根部の配筋工事



▲9月中旬 上棟(屋根部分のコンクリート打設)

問合せ 総務課 ☎029-288-3111 (内線222)